

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から56年9月まで
② 昭和57年1月から同年12月まで

私の国民年金については、昭和54年4月頃に母親がA市B区役所へ出向き、加入手続を行ってくれた。加入手続時に、2年前に遡って国民年金に加入できるとの説明を受け、私のお金を管理していた母親が2年分の保険料を一括して納付してくれた。国民年金の被保険者資格取得日が、52年4月1日とされているのは、そのような経緯があったからである。加入手続後の昭和54年度以降の保険料についても母親が私自身の銀行口座から振替で、かつ、年払いで納付する手続をしてくれていたはずなので、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、30年以上にわたる国民年金加入期間において申立期間を除き保険料の未納は無く、その納付済期間の大半は前納制度を利用して納付している上、申立人の国民年金加入手続及び申立期間の保険料を納付したとする母親についても、国民年金に任意加入し、加入期間は全て定額保険料とともに付加保険料を納付していることから、申立人及びその母親の年金制度への関心及び保険料の納付意識は高かったものとみられる。

また、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金被保険者資格取得に係る書類受付年月日は昭和58年11月14日と記録されていることが確認でき、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、同年11月頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、52年4月1日まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が

行われたものとみられる。このため、この加入手続時期を基準とすると、母親は申立期間②の保険料を遡って納付することが可能であった。

さらに、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）、オンライン記録及びA市の国民年金被保険名簿によると、申立期間②直前の昭和56年10月から同年12月までの期間及び申立期間②直後の58年1月から同年3月までの期間の保険料は、遡って過年度保険料として納付されていることが確認でき、母親は申立人に係る国民年金の加入手続後に保険料の未納の解消に努めていたことがうかがえるところ、申立人が居住していた同市では、国民年金窓口において過年度保険料に係る納付書の発行が可能であったとしていることから、12か月と短期間である申立期間②の保険料を母親が納付していたとしても不自然ではない。

一方、申立期間①については、前述のとおり、申立人の国民年金加入手続は、昭和58年11月頃に行われたとみられることから、申立期間①当時は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかつた上、この加入手続時期を基準とすると、申立期間①については既に時効（2年）が完成しているため、母親は保険料を遡って納付することもできなかつたものとみられる。

また、申立人は、昭和54年度以降の保険料については、銀行口座から振替で保険料を納付したとしているものの、A市の国民年金口座振替対象者一覧表によると、申立人に係る保険料の口座振替が開始された時期は昭和59年1月以降であることが確認でき、申立人の主張と符合せず、保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年1月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から41年3月まで
② 昭和43年4月から45年3月まで

私は、昭和35年4月から39年3月までA市B区にあった事業所に住み込みで勤務しており、事業主の妻が私の国民年金保険料を納付してくれていた。婚姻後は、夫が私の保険料を振り込んでくれたこともあったが、主に私が夫の分と一緒に集金人に保険料を納付していた。納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年6月頃にA市C区において払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、申立人が20歳に到達した37年*月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、この加入手続時期を基準とすると、申立期間②の保険料は現年度保険料として納付することが可能であった。

また、申立人は、申立期間②当時A市に居住し、集金人に保険料を納付していたとしているところ、同市では、昭和37年11月から集金人(国民年金推進員)が保険料を収納していたことから、申立人の主張と一致する。

さらに、申立期間②直前の昭和41年度及び42年度並びに申立期間②直後の45年度から申立人が60歳に到達する月の前月までの30年間以上の長期間にわたる国民年金加入期間の保険料は全て納付済みとされている上、申立人は、婚姻(昭和39年6月届出)後の保険料は、主に申立人自身が夫の分と一緒に納付していたとしており、その夫に係る申立期間②の保険料は全て納付済みとされていることから、24か月と比較的短期間である申立期間②の保険料については、申立人が納付していたとしても不自然ではない。

一方、申立期間①のうち、昭和37年*月から39年3月までについては、申立人は、自身で国民年金加入手続を行った記憶は無いとしており、保険料納付にも直接関与しておらず、当該期間に係る申立人の保険料納付を行っていたとする当時勤務していた事業所の事業主の妻は、集金人に保険料を納付していた記憶はあるものの、納付金額及び納付時期についての記憶は明確ではないとしている。申立期間①のうち、同年4月から41年3月までについては、申立人は、当該期間に係る保険料の納付金額及び納付時期についての記憶は無く、夫によると、夫が納付したとする申立人の保険料の納付金額、納付時期及び納付対象期間については覚えていないとしている。これらのことから、申立期間①に係る国民年金の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、前述のとおり、申立人の国民年金加入手続は昭和41年6月頃に行われたとみられることから、申立人は申立期間①当時、国民年金に未加入であったため、申立期間①の保険料を納付することはできず、この加入手続時期を基準とすると、申立期間①のうち、37年*月から39年3月までについては、既に2年の時効が成立しており、遡って保険料を納付することもできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間①のうち、昭和39年4月から41年3月までについては、上記のとおり、申立人の国民年金加入手続時期を基準とすると、過年度保険料として納付することは可能であったものの、申立人は遡って保険料を納付した覚えは無いとしている上、申立人は集金人に保険料を納付していたとしているが、A市では、集金人（国民年金推進員）は過年度保険料を取り扱っていなかったとしていることから、当該期間の保険料を納付していたとまでは推認することはできない。

加えて、申立人は、申立期間①のうち、昭和37年*月から39年3月までについては、当該期間に申立人と同様に事業主の妻が保険料を納付していたとする同僚に納付記録があること、同年4月から41年3月までについては、夫に納付記録があることから、申立人自身の納付記録が無いことに疑問を持っているものの、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、同僚及び夫については、いずれも当該期間当時に既に国民年金手帳記号番号が払い出されており、その後に保険料が納付されていることが確認できる。これに対し、上述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、同年6月頃とみられることから、状況が異なり、同僚及び夫の納付記録をもって、申立人及びその夫並びに事業主の妻が申立人に係る申立期間①の保険料を納付していたとまでは推認することはできない。

このほか、申立人及びその夫並びに事業主の妻が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から45年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成6年12月から7年3月までは44万円、同年4月、同年5月及び同年7月は41万円、同年8月は38万円、同年10月は47万円、同年11月から8年7月までは22万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成7年6月及び同年9月については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月から8年7月まで
ねんきん定期便を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が低い記録になっているので適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年12月から7年5月までの期間、同年7月及び同年8月、同年10月から8年7月までの期間については、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、36万円から59万円までの標準報酬月額に相当する給与を支給され、22万円から47万円までの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる総支給額から、平成7年4月、同年5月及び同年7月は41万円、同年8月は38万円とし、給料支払明細書において推認できる保険料控除額から、6年12月から7年3月までは44万円、同年10月は47万円、同年11月から8年7月までは22万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成7年6月及び同年9月については、上記給料支払明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、上記給料支払明細書において確認若しくは推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記給料支払明細書で確認若しくは推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月31日から同年11月1日まで

申立期間については、A社入社後の間もない頃であったが、同じ営業所に継続して勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB社の厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚の証言並びに申立人の申立てに係る具体的な証言から判断すると、申立人はA社及び同社の関連事業所であるB社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同時期にA社からB社に異動した記録が認められる同僚の雇用保険記録によると、A社における離職日は昭和43年10月31日とされており、同日まで同社に勤務していたことが認められることから、同年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和43年9月の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪

失日を昭和 43 年 11 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年 10 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案 7657

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、11万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月15日

申立期間にA社から賞与の支給があり、保険料も控除されていたと記憶しているが、当該賞与の記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成16年分給与所得の源泉徴収票及び平成17年度(16年分所得)市民税・県民税証明書により、申立人は申立期間において、A社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記源泉徴収票等により推認できる保険料控除額から11万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無く不明と回答しているが、A社が加入するB厚生年金基金にも当該期間に係る賞与の記録が無く、事業主が当該期間の賞与支払届を提出したにもかかわらず、厚生年金基金及び社会保険事務所(当時)の双方が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難い上、同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書により、当該同僚も申立人と同様に、賞与から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず標準賞与額に係る記録が無く、申立人及び当該同僚について、社会保険事務所がいずれも記録の処理を誤ったとは考え難いことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月31日から同年4月1日まで

申立期間において、A社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支社から提出された健康保険厚生年金保険失業保険被保険者台帳及び同社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和40年4月1日に同社B支社から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和40年2月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、確認できる資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和40年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月31日から同年4月1日まで

申立期間において、A社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支社から提出された健康保険厚生年金保険失業保険被保険者台帳及び同社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和40年4月1日に同社B支社から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和40年2月の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、確認できる資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和40年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年6月21日とし、申立期間①の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を昭和51年2月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、申立期間①及び②の事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年5月31日から同年6月21日まで
② 昭和51年1月31日から同年2月1日まで

私は、A社を昭和45年6月20日に退職した。後任者との業務引継書（同年6月20日付）、失業保険被保険者離職票（離職日：同年6月20日）などの控えから、勤務していたことは間違いない。また、B社では51年1月31日まで勤務していた。記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された給与明細書、引継書及び失業保険被保険者離職票により、申立人が当該期間においてA社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、10万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社は、昭和45年5月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できることから、申立期間①当時同社で経理事務を担当していた同僚が、「申立人が辞めた後、残務整理のため10名ほど残っており、昭和45年7月ぐらいまで勤務していた。」と証言しているこ

とから、同社は当該期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、元事業主から回答が得られないものの、A社は当該期間において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主が社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人から提出された給与支給明細書により、申立人が当該期間においてB社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、上記給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人のB社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格喪失日が雇用保険の記録と符合していることから、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が昭和51年1月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和34年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月20日から同年5月1日まで

私は、昭和33年12月1日にA社に入社し37年7月1日まで継続して勤務した。途中で社名が変わったことを覚えている。

しかし、年金記録を確認したところ、A社B工場設立のため、転勤した際の申立期間について、1か月の空白があることが分かった。

継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚が、「申立人と一緒に異動した。」と証言しており、また、異動の理由、時期等の証言内容が申立人の証言と一致していることから判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和34年5月1日に同社本社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和34年3月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和30年4月にB社へ入社し、同年5月に同社C支店へ転勤となった後、40年3月に退職するまで継続して勤務しており、35年7月1日には、同社同支店がA社に社名変更されたと記憶している。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間が空白となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げているA社の同僚の証言及び申立人と同様に、昭和35年7月1日にB社において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年10月1日にA社において資格を取得した申立人と同一の勤務形態及び職務内容の同僚から提出された同社の社名が記載されている給料支払明細書（以下「同僚の給料明細書」という。）から判断すると、申立人は申立期間において申立てに係るグループ会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、前述の同僚の給料明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、事業所別被保険者名簿によると、A社は、昭和35年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間に適用事業所であった記録は確認できないものの、商業登記簿謄本によると、同社の設立日は同年6月3日であ

るとともに、複数の同僚の雇用保険記録及び証言により、6人以上の従業員が常時勤務していたと推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の同僚の給料明細書によると、当該同僚は、B社における資格喪失時（昭和35年6月）の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていることから、申立人の同社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の同年6月の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知（三重）厚生年金 事案 7663

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和52年8月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月22日から同年9月20日まで
A社本社から同社B営業所に異動した際の厚生年金保険の記録が無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事資料(在職証明書及び従業員名簿)及び同社の回答、並びに雇用保険の記録により、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和52年8月22日に同社本社から同社B営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和52年9月の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から54年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和54年4月から60年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年7月から54年3月まで
② 昭和54年4月から60年2月まで

私は、昭和54年7月頃、A市B区役所か同区役所C支所で、国民健康保険の加入手続と同時に国民年金の加入手続を行った。その時、職員から「未納の昭和52年7月から54年3月までの保険料は、遡ってまとめて納付してください。」と言われたが、多額であったため納付できないことを伝えると「免除にしておきます。しかし、当年度分の保険料は納付してください。」と言われた。そこで、申立期間①の保険料は遡って免除申請を行い、申立期間②のうち、同年4月から同年7月頃までについては、まとめて納付し、同年8月頃から59年3月までについては、毎月納付書により自分で納付していたように思う。同年4月から60年2月までについては、妻も国民年金に加入していたため、妻が2人分の保険料を一緒に納付していた。この期間の保険料については、妻は納付済みにもかかわらず、私だけが申請免除とされている。申立期間①の保険料が免除されていたこと、及び申立期間②の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間①及び②のうち昭和54年4月から55年3月までの保険料については未納とされ、申立期間②のうち、同年4月から60年2月までの保険料については全額申請免除とされている。

申立期間①について、申立人は、昭和54年7月頃、国民年金加入手続時に免除申請を行い、遡って保険料を免除してもらったとしているものの、当時の

保険料免除制度は、免除の申請のあった日の属する月前の直近の基準月（本事業案においては、同年4月）以降が承認される期間とされていたことから、国民年金の加入手続を行ったとする同年7月頃に、遡って申立期間①の保険料に係る免除申請を行うことはできず、申立人の主張は不合理である上、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）においても申立期間①の保険料は未納とされている。

また、申立期間②のうち、昭和54年4月から59年3月までについて、申立人は、国民年金の加入手続後、54年4月から同年7月頃までの保険料をまとめて納付し、同年8月頃から59年3月までの保険料は、毎月納付書により自分で納付していたように思うとしており、免除申請は当該期間においては一度も行っていないとしているものの、i) 当時のA市における保険料の納付周期は原則3か月単位であった上、申立人は保険料の納付金額について覚えていないとしているため、保険料の納付状況の詳細は不明であること、ii) 申立人に係る国民年金被保険者台帳によれば、オンライン記録と同様、昭和54年度の保険料は未納とされ、55年度から58年度までの保険料は免除されていたことが確認できること、iii) 同市の国民年金被保険者名簿においても、当該期間の保険料は未納又は免除とされており、保険料が納付された形跡は見当たらないこと、iv) 免除されていた期間については、免除申請の承認後は申立人に対して納付書が発行されていなかったものとみられることを考え合わせると、申立人が申立期間②のうち、54年4月から59年3月までの保険料を納付していたと推認することはできない。

さらに、申立期間②のうち、昭和59年4月から60年2月までについて、申立人は、妻と一緒に保険料を納付してくれていたはずであるとし、妻だけが納付済みとされているのは納付できないとしているところ、妻については、59年5月頃に国民年金の加入手続が行われ、その後、免除申請は行われずにおおむね3か月ごとに当該期間の保険料が納付されていたことが確認できる。しかしながら、当該期間の保険料を納付したとする妻は、送付されてきた納付書により、近くの金融機関で保険料を納付したことは記憶しているものの、納付金額や納付周期の記憶は無く、当該期間に係る保険料の納付状況の詳細は不明である上、オンライン記録における免除申請の処理状況によると、申立人については、当該期間の保険料の免除申請が行われ、承認されていたことが確認でき、不自然な処理は見当たらないことから、免除申請が行われていない妻とは状況が異なり、妻が申立人の保険料と一緒に納付していたと認められる事情までは見いだすことはできない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が申立期間①の保険料を免除されていたこと、及び申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を免除されていたこと、及び申立期間②の

保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。また、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年2月から7年5月までの期間、同年7月、同年8月、同年11月及び9年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年2月から7年5月まで
② 平成7年7月及び同年8月
③ 平成7年11月
④ 平成9年11月

私は、会社を退職した平成9年3月か同年4月頃に、社会保険事務所（当時）から国民年金保険料の未納分の納付書が送付されてきたので、その納付書により、古いものから順番に、ほぼ毎月、銀行か郵便局で1万2,800円ぐらいの保険料を納付した。同年11月の保険料についても、いつ納付書が送付されてきたのかは覚えていないが納付したはずなので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した平成9年3月か同年4月頃に、社会保険事務所から送付されてきた納付書により未納分の国民年金保険料を納付し、同年11月の保険料についても、納付書が送付されてきた時期は不明であるが、保険料を納付したとしている。

しかしながら、A市の国民年金被保険者名簿によると、国民年金被保険者資格の取得及び喪失欄には取得及び喪失日の記載とともに「9.6.4」との押印が確認できることから、平成9年6月頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、その加入手続の際に、国民年金被保険者資格取得日を6年*月（20歳到達時）とする事務処理が行われ、同時に、国民年金被保険者となることができない厚生年金保険被保険者期間を除外するために8年4月1日国民年金被保険者資格喪失及び9年3月1日国民年金被保険者資格取得の事務処理が

行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間①のうち、6年*月から7年4月までの保険料については既に2年の時効が成立していたことから、申立人に対して納付書が送付されることは無かったものと考えられる。

また、申立期間①のうち、平成7年5月及び申立期間②から④までの期間の保険料については、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても未納とされており、これら記録に食い違いは無い。

さらに、申立期間①から④までの保険料を納付したとする時期は、基礎年金番号制度導入（平成9年1月）以後となり、この制度導入後は、同番号に基づいて被保険者記録の管理、保険料の収納事務の電算化が一層図られてきていることから、金融機関を通じて申立期間①から④までの保険料を複数回にわたり納付していたにもかかわらず、そのいずれもが年金記録から欠落したとは考え難い。

加えて、申立人に対して基礎年金番号制度導入前に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年3月まで

私は、昭和50年10月頃、A町役場の職員二人が、私と夫が経営していた店に来て、「国民年金に遡って入ってください。昭和36年度から今日（昭和50年9月）までの保険料を納付してください。」と言われ、店を大きくした時期だったので夫の分と合わせて14万5,000円を納付したことをはっきり記憶している。夫と共に申立期間の保険料を納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年10月頃、A町役場の職員二人が、申立人及びその夫が経営していた店に来て、「国民年金に遡って入ってください。昭和36年度から今日（昭和50年9月）までの保険料を納付してください。」と言われ、夫の保険料と一緒に14万5,000円を納付したとしているところ、当該期間の夫婦の保険料について、第2回特例納付等を利用して納付するために必要な金額を合計すると31万500円となり、申立人の主張する金額とは符合しない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿、オンライン記録及び申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、申立人の同記号番号は昭和51年1月頃にA町において夫婦連番で払い出されており、この頃に申立人の加入手続は行われ、その際に遡って被保険者資格取得日を36年4月1日とする事務処理が行われたものとみられる。申立人及びその夫は、この加入手続時点においてそれぞれ39歳と43歳であり、60歳に到達する前月までに国民年金の老齢給付の受給資格（300か月）を得るためには、夫婦の年齢を考慮すると、当時、最低でも申立人については46年*月以降、夫については43年*月以降の保険料を遡って納付する必要があるところ、申立人及びそ

の夫の保険料については、それぞれ昭和45年度と42年度以降が納付済みとされていることから、申立人は、上記の受給資格を得るためにおおむね必要な期間の保険料を納付したことがうかがえる。

さらに、申立人及びその夫の国民年金被保険者台帳によると、申立人は昭和45年4月から48年3月まで、夫は42年4月から48年3月までの保険料について、第2回特例納付を利用して納付されたことが確認でき、併せて、昭和48年度及び49年度の保険料がいずれも過年度保険料として納付されたことが確認できる。これら夫婦二人分の納付された特例納付保険料及び過年度保険料のほか、現年度保険料（50年4月から同年9月までの分）の合計金額は、14万8,500円であり、申立人が納付したとする金額14万5,000円と近似していることから、申立人は、これら期間の保険料納付の記憶と混同している可能性が考えられる。

加えて、国民年金被保険者台帳及びA町の国民年金被保険者名簿を見ると、いずれも申立期間の保険料は未納とされており、オンライン記録との食い違いは無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

また、平成12年4月から13年3月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から13年3月まで

私は、申立期間当時、学生でA市に居住していたが、住民票の住所は実家のB市に置いたままだった。このため、毎年、母親が同市役所において国民年金保険料の免除申請をしてくれていた。申立期間の保険料は免除してもらっていたはずなので、保険料が免除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によれば、申立人の国民年金加入手続は平成7年7月頃にA市において行われたとみられ、20歳に到達した同年*月から10年3月までの期間については全額申請免除期間とされていることが確認できることから、この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、同年4月から12年3月までの保険料については免除申請を行うことが可能であり、同年4月から13年3月までについては、12年4月に学生に対する免除申請制度は廃止され、学生納付特例制度が施行されたことに伴い、学生納付特例申請を行うことが可能であった。

しかしながら、申立期間に係る保険料の免除手続を行っていたとする母親は、申立期間に係る保険料の免除申請及び学生納付特例申請を行った時期、保険料の免除申請等の回数及び保険料の免除申請等に係る承認通知書又は却下通知書の受領の有無についての具体的な記憶は無く、毎年、申立期間の保険料の免除申請等を行ったかどうかも定かではないとしているなど、申立期間に係る保険料の免除申請手続及び学生納付特例申請手続の詳細は不明である。

また、申立人は、申立期間当時、学生でA市に居住していたが、住民票の住

所は実家のB市に置いたままだったため、母親が同市役所において申立期間に係る保険料の免除手続を行っていたとしているところ、申立人の戸籍の附票及びオンライン記録によれば、申立人は平成11年4月に同市からA市へ転居していることが確認できる。このため、申立人がB市からA市へ転居した同年4月以降は、母親がB市役所において申立人の保険料の免除申請及び学生納付特例申請を行うことはできなかったものと考えられる。

さらに、オンライン記録における免除申請及び学生納付特例申請の処理状況によれば、申立期間直前の平成7年*月から10年3月までの期間については免除申請年月日、承認期間、処理年月日が確認できるものの、申立期間については免除申請年月日、学生納付特例申請年月日、承認期間、処理年月日の記録は無く、記録の訂正及び取消し等の不自然な事務処理が行われた形跡も見当たらない。

加えて、申立人の戸籍の附票及びオンライン記録によれば、申立人は申立期間のうち、平成11年4月から13年3月までの期間については、上述のとおり、A市に居住していることが確認できるが、同市の国民年金被保険者名簿においても、当該期間の保険料が免除されていた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号制度導入後であり、国民年金記録管理業務のオンライン化等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性が少なくなっているところ、申立期間の保険料が全て免除されるためには、保険料の免除申請及び学生納付特例申請を合わせて3回行う必要があるが、行政側が連続して特定の被保険者の保険料の免除手続及び学生納付特例手続に係る事務処理を誤ったとは考え難い。

その上、申立人が申立期間の保険料を免除されていたこと、及び学生納付特例により納付猶予されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたこと、及び学生納付特例により納付猶予されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が平成10年4月から12年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。また、同年4月から13年3月までの国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。